

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」推薦書作成準備業務について、次のとおり提案書の提案者を募集しますので公告します。

令和5年 3月17日

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会 会長 荒井正吾

1 事業の概要

(1) 業務名 「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」推薦書作成準備業務

(2) 業務の目的

本業務は、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」（以下、「飛鳥・藤原」という。）を世界文化遺産に登録推薦するため、ユネスコ世界遺産委員会等の動向を踏まえた推薦書及び包括的保存管理計画の作成支援、委員会運営補助等を実施し、早期の世界遺産登録実現に資することを目的とする。

(3) 業務の概要

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の推薦書本文および包括的保存管理計画にかかる文案修正支援、推薦書の作成支援および製作、委員会運営補助、海外専門家意見聴取運営補助、暫定版推薦書作成に係る業務、提出用推薦書作成に係る業務、映像資料作成、打合せ等

(4) 委託上限額

金19,965,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

(5) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日

(6) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局

（奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課内）

住所 〒630-8501 奈良市登大路町30 奈良県庁4F

電話：0742-27-2054 FAX：0742-27-0213

電子アドレス：bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

2 提案資格等

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

(3) 令和5年3月17日(金)から本件業務の提案書等の提出の日までのいずれかの日においても、奈良県、橿原市、桜井市、明日香村の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(4) 令和5年3月17日(金)から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手

続開始の申し立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。

- (5) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (6) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (7) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (8) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (9) 上記（7）及び（8）、それらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (10) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (11) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。
- (12) 奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿、橿原市測量・建設コンサルタント等入札参加資格者名簿、桜井市物品購入・業務委託等入札参加資格者名簿、明日香村入札参加資格者名簿のいずれかに登録されていること。（但し、提案書提出時点において登録が認められていれば可とします。）
- (13) 日本国内において国、県、市町村又はそれに類する団体等が実施する世界遺産登録にかかる推薦書作成補助業務を過去 5 年の内に 1 件以上受託し、履行した実績を有すること。

※共同企業体（JV）による参加の場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とします。

- a) 共同企業体の全ての構成企業が上記(1)から(11)の条件を満たしていること。
- b) 共同企業体のうちいずれかの構成企業が上記(12)及び(13)の条件を満たしていること。

3 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 2 の参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の企画提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合

せず、その補正に応じないとき。

- (4) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等提出期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) その他、不正な行為があったとき。

4 手続き等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問い合わせ先）

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局

（奈良県文化・教育・くらし創造部文化資源活用課内）

住所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 奈良県庁 4F

電話：0742-27-2054 FAX：0742-27-0213

電子アドレス：bunkashigen@office.pref.nara.lg.jp

- (2) 募集要領、仕様書等の交付方法

①交付方法

「飛鳥・藤原」登録推進協議会 HP（<http://asuka-fujiwara.jp/>）、または以下の場所において交付する。

奈良市登大路町 30 番地

奈良県 文化・教育・くらし創造部 文化資源活用課（県庁舎 4階）

TEL：0742-27-2054 FAX：0742-27-0213

②交付期間

令和5年3月17日（金）から3月27日（月）15時まで

- (3) 参加表明書等の提出

4.（2）により交付する募集要領に示すところによる。

- (4) 受託事業者の選定

4.（2）により交付する募集要領に示すところによる。

5. その他

- (1) 本業務の提案への参加に係る費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) その他については募集要項及び業務説明書に示すところによる。